

甲府市農地銀行制度^{※1}（農地の貸し借り）の運用が変わります

※1 以下、「甲府市農地銀行制度」を「農地銀行制度」又は「農地銀行」という。

○法改正により

農業経営基盤強化促進法の改正により、これまで実施してまいりました現行の農地銀行による個人同士の農地の貸し借り（利用権設定）が令和7年4月1日からできなくなります。

○農地銀行制度の運用の変更スケジュールについて

- ①農地銀行は、令和6年4月1日から「現行の農地銀行を利用した農地の貸借」に「農地中間管理機構を利用した農地の貸借」を加えて運用します。
- ②令和7年4月1日以降は、「現行の農地銀行を利用した農地の貸借」が廃止されるため農地銀行制度は運用を変え、「農地中間管理機構を利用した農地の貸借」による方法に一本化します。

※「農地中間管理機構を利用した農地の貸借」は、農地を貸したい方から山梨県農地中間管理機構＝山梨県農業振興公社が、中間的な受け皿になって借り受け、農地を借りたい方に貸し付けを行う方法です。

※「農地法第3条」による農地の貸し借りの方法は、いままでと同じです。

○現行の農地銀行制度による申出期限

現行の農地銀行制度を利用する貸借方法の新規及び再設定等の申出期限は、令和7年1月8日まで（令和7年2月告示分まで）とします。

なお、現行の農地銀行制度により設定した貸借の効力は、貸借期間が満了するまで有効です。

